

注1 施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局の地位の承継の申請又は届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2 該当する口にレ印を付けること。

3 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載を要しない。なお、申請（届出）者が外国人である場合は、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(2) 氏名又は名称及び代表者氏名の欄は、次によること。

ア 免許規則第20条の2に関する手続の場合は、免許人の地位を承継した者の氏名又は名称を記載すること。なお、法第20条第7項及び第8項の場合は、変更後の運用する者の氏名又は名称を記載すること。

イ 免許規則第20条の3に関する手続の場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部（法第20条第4項の場合にあつては、無線局をその用に供する事業の一部）を承継する法人の予定する商号又は名称を記載すること。

ウ 免許規則第20条の3の2に関する手続の場合は、譲受人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

エ 免許規則第20条の3の3に関する手続の場合は、譲渡人（法第20条第4項後段の場合）又は譲受人（法第20条第5項前段の場合）の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

オ 法人又は団体の場合は、その商号又は名称に併せて代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(3) 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(4) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

4 2の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、承継に係る無線局に指定されている識別信号を記載すること。ただし、包括免許に係る特定無線局の場合については、記載を要しない。

(2) ②の欄は、承継に係る無線局について、免許規則第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、免許規則第15条の2の2第3項又は第25条第7項において準用する第15条の2の2第1項又は第2項の規定により一括して申請を行う場合は、無線局の種

別ごとの局数を併せて記載すること。

(3) ③の欄は、現に免許を有している承継に係る無線局の免許の番号（予備免許を受けているものにあつては、予備免許通知書の番号）を記載すること。

(4) ④の欄は、次によること。

ア 免許規則第 20 条の 2 又は第 20 条の 3 に関する手続の場合は、承継に係る無線局の免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称を記載すること。

イ 免許規則第 20 条の 3 の 2 に関する手続の場合は、譲渡人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

ウ 免許規則第 20 条の 3 の 3 に関する手続の場合は、譲渡人（法第 20 条第 4 項後段の場合）又は譲受人（法第 20 条第 5 項前段の場合）の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

(5) ⑤の欄は、承継に係る無線局の免許の有効期間を記載すること。ただし、免許規則第 20 条の 2 の手続の場合又は予備免許を受けている場合にあつては、記載を要しない。

5 3 の欄は、法第 5 条に規定する欠格事由について、該当する□にレ印を付けること。

6 該当する手続について、各項目に応じて記載すること。

7 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

8 申請（届出）書用の用紙は、日本産業規格 A 列 4 番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。